

構造改革特別区域の第18次提案等に対する政府の対応方針

平成22年10月14日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成22年6月7日から7月6日までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る第18次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

2. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

3. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1224	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けたセミトレーラ連結車の長さの基準及び長さに対応した通行条件の緩和	道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2 特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日建設省道交発第99号、道企発第57号)別紙(1) バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日建設省道交発第70号)	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用できるよう、特区において必要な措置を講じる。	国土交通省

(注)規制所管省庁においては、法令等の案を作成するに当たり、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、基本方針及び上記別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
107	運転経歴証明書制度の充実	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第4条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の4第6項 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第39条の2の4	現在、有効期間が設定されていないために「犯罪による収益の移転防止に関する法律」上、交付後6月以内しか本人確認書類として取り扱われない運転経歴証明書について、有効期間を設定することにより本人確認書類としての取扱期間を延長するなどの措置をする。	平成23年9月を目途に実施	警察庁
448	コンテナ型データセンターの消防法に関する運用の明確化	消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項	コンテナ型データセンターが建築物以外の工作物となる場合の消防法の取扱いについて、運用の指針を明確化し、消防機関等に対し周知徹底を図る。	平成22年度中	総務省
9-113	地域子育て支援拠点事業を実施する社会福祉法人の評議員会設置及び経理区分設定の適用除外特区	「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知) 「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成12年3月30日付児保発13号厚生労働省児童家庭局保育課長通知)	保育所を運営する事業のみを行う社会福祉法人が地域子育て支援拠点事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。	平成22年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-114	輸出用医薬品等の証明書発給に係る確認調査の実施主体の拡大	「輸出用医薬品等の証明書の発給について」(平成6年4月26日付薬発第418号厚生省薬務局長通知)	輸出用医薬品等に係る証明書の発給申請に対する確認調査の実施主体を拡大し、実施の意向がある都道府県が厚生労働省と協議の上、実施できることとする。 【平成21年2月27日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成21年度中に結論」とされていたもの】	平成22年度中	厚生労働省
9-115	医薬品に係る国内製造所を変更する場合の一部変更承認申請等審査権限の一部移管	薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の2、第81条 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条 「改正薬事法に基づく医薬品等の製造販売承認申請書の記載事項に関する指針について」(平成17年2月10日付薬食審査発0210001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)	医薬品(薬事法第14条第6項の調査が都道府県に委任されているものに限る。)に係る国内製造所の追加又は削除のみを内容とする承認事項一部変更申請に関する審査については、審査の一部を委譲するのではなく、基準化が可能な品目について都道府県へ全体の承認権限を委譲する方針とし、平成22年度内に当該基準案を策定する。 【平成21年2月27日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成21年度中に結論」とされていたもの】	平成22年度中	厚生労働省
9-116	クリニックモールでの共同受付の解禁	医療法(昭和23年法律第205号)第10条、第12条、第15条、第20条	クリニックモールにおける共同受付の実施に係る具体的な条件について、平成22年8月に通知を発出したところである。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成21年度中に結論」とされていたもの】	平成22年8月 (措置済)	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-117	職業能力開発大学校等を設置する際の大臣協議、同意の廃止	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第3項	<p>職業能力開発大学校等を設置する際の大臣協議については、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)において、廃止することとされたところである。同大綱においては、「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。」とされているところであり、平成23年通常国会に提出予定の地域主権推進一括法案(第2次)により職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)が改正される予定である。</p> <p>【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成23年の通常国会に地域主権推進一括法案(第2次)を提出予定	厚生労働省
1028	国有林野に設置した風力発電による売電に関わる規制の緩和	<p>国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条第2項第4号、第18条第1項</p> <p>国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第1条第2項、第2条第1号、第7条第1項第1号</p> <p>「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取り扱いについて」(平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通知)</p>	<p>発生量の過半を一般電気事業者へ売電すれば、余剰発生量を一般電気事業者以外に売電したとしても公益性は相当程度確保できるとし、通知改正を行うことにより、一般電気事業者以外への売電を可能とするよう規制の緩和を行う。</p>	平成22年度中	農林水産省
1146	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の見直し	<p>電気事業法(昭和39年法律第170号)第50条の2、第55条</p> <p>電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第73条の6、第73条の6の2、第94条の5、第94条の5の2</p> <p>安全管理審査実施要領(内規)(平成21年4月1日付け平成21・03・09原院第2号)</p>	<p>使用前及び定期安全管理審査制度について、要望を踏まえ発電所の使用前及び定期安全管理審査において、複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制として受審することが可能となるよう措置した。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成21年度中に結論」と改めて設定したもの】</p>	平成23年4月1日施行(平成22年6月30日制定済)	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1288	公有水面埋立地における用途区分柔軟化	<p>公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第29条 公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号) 埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成17年6月27日国河政第28号、国港管第253号)</p>	<p>埋立地における新しい産業立地に対応するための用途区分特例措置の対象が平成17年6月30日までに竣工認可の告示がなされた埋立地に限定されていることから、期日による限定を廃止し、適用範囲の拡大を図る。</p>	平成22年度中	国土交通省

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
809	私立幼稚園の定員変更に係る都道府県知事の認可の見直し	学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第23条第11号 私立学校法(昭和24年法律第270号)第8条第1項	現在、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討を進めており、私立幼稚園の収容定員に係る学則変更の在り方についても、その検討結果を踏まえた上で、私立幼稚園の適正な配置や教育の質の保証という観点を踏まえつつ、検討を行う。	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の施行(平成25年度の施行を目指す)までに検討・結論	文部科学省
810	幼稚園の園舎及び運動場面積基準の見直し	幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第8条第3項、別表第1及び第2	現在、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討を進めており、幼稚園の基準のあり方についても、その検討結果を踏まえた上で、すべての子どもへの良質な成育環境を保障するという視点に立って検討を行う。	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の施行(平成25年度の施行を目指す)までに検討・結論	文部科学省
921	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。 この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成21年度中に結論」とされていたもの】	平成22年度中を目途に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
922	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。 この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成21年度中に結論」とされていたもの】	平成22年度中を目途に結論	厚生労働省
923	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。 この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成21年度中に結論」とされていたもの】	平成22年度中を目途に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
933	田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和	旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第2条 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項及び第2項	旅館業法における客室面積等の規制緩和については、提案を踏まえ、客室の衛生確保、経営の安定等の観点も含めて検討し、結論を得る。	平成23年度中できるだけ早期に結論	厚生労働省
1222	既存不適格建築物へ増築する場合の制限緩和	建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第86条の7第1項 建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号)第137条の2	増築等の部分の既存部分に対する床面積の割合が1/2を超える場合を含めた既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中	国土交通省
1223	小水力発電実施の際の特定水利権の処分手続の緩和	河川法(昭和39年法律第167号)第79条第2項 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第2条第1項、第47条	二級河川における小水力発電に係る水利使用について、都道府県知事から国土交通大臣への協議・同意の手続きを緩和する方向で検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中	国土交通省